



島根県報

令和7年4月11日（金）

号外 第 4 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第231号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
一般国道	431号	松江市長海町618番20地 先から同市美保関町下 宇部尾527番11地先まで	前	メートル 7.40～ 59.58	メートル 2,766.50	松江県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイの起終点 の変更
		松江市手角町字連田469 番6地先から同市美保 関町下宇部尾568番2地 先まで		7.30～ 175.00	2,824.10		
		松江市手角町477番5地 先から同市美保関町下 宇部尾527番11地先まで	A	7.40～ 59.58	2,631.80		
			B	7.30～ 175.00	3,084.51		
		松江市美保関町下宇部 尾1160番地先から同市 手角町473番2地先まで	前	7.40～ 59.58	2,631.80		左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	7.40～ 59.58	2,631.80		
県 道	美保関八束 松江線	松江市美保関町下宇部 尾1133番6地先から同 地先まで	前	2.75～ 16.31	7.15		起点変更
			後	13.49～ 16.31	37.60		

島根県告示第232号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
一般国道	431号	松江市米子町2番地先から同市南田町32番5地先まで	メートル 60.30	令和7年 4月11日	松江県土整備 事務所	
県 道	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久小坂22番6地先から同23番1地先まで	80.11	令和7年 4月11日	隠岐支庁県土 整備局	